

骨髄移植手術等の医療行為により抗体が失われた場合のワクチン再接種費用の助成等の支援を求める意見書

小児がんなどの治療に伴う骨髄移植等の医療行為により、これまでに受けた予防接種ワクチンの効果が無くなり、再接種をしなければならないケースがある。このような場合、現行の予防接種法では、定期予防接種の取扱いとならず、任意予防接種として全額自己負担を求められることとなる。

再接種の費用は、医療機関や種類によって異なるが、1回当たり6,000円から1万2,000円程度で、複数回の接種が必要なものもあり、負担額は20万円から30万円に上るとも言われている。独自に再接種の助成制度を設けている地方自治体もあるが、厚生労働省の調査によると、その数は昨年7月時点で全体の5.2%にとどまっている。

骨髄移植等の医療行為によって免疫を消失された方は、治療等により既に身体的にも経済的にも大きな負担を強いられており、再接種に過度な負担が掛かる現状では、再接種そのものを諦めてしまいかねない。

厚生労働省の厚生科学審議会等においても議論がなされているが、予防接種は、個人の感染症予防・重症化の防止のみならず、社会全体への感染症まん延を防止する集団免疫という大きな意義を持っていることに鑑みれば、再接種が必要な方が、居住自治体に関わらず、過度な負担なく確実に再接種できるようにすることは国の責務である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対するワクチン再接種費用の助成など、定期予防接種と同等の支援策を早急に講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年12月17日

江東区議会議長 米 沢 和 裕

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣



あて